

Title	上代驛制の研究(坂本太郎著, 至文堂発行)
Sub Title	
Author	今宮, 新(Imamiya, Shin)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.4 (1928. 12) ,p.167(633)- 168(634)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281200-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

既に君主政體が創成せられ、太陽神を主とする多神教の行はれしことを主眼として論じ、後者に於ては多神教が漸次一神教的色彩を取り、遂にヘブライに於て一神教の創成せられしことを述べてゐる。次に「渾成時代その一」として希臘時代を、同じく「渾成時代その二」として羅馬時代を取扱ひ、前者に於ては希臘人が、その獨創力と地理的事狀とに依る獨創文化と、埃及、西アツヤ及びエーゲ海文化とを融合渾成し、彼等の自然に對する自由人間の心を以てする解釋は、凡ゆる文化の内容に現はれたことを力説し、後者に於ては、羅馬は只だ徒らにその政治的發展に依つて希臘の文化を世界に傳播せりといふのみならず、その文化の要素としては希臘以外に埃及や西アツヤのそれを多く包含してゐることを指摘し、これが前者と同じく渾成時代なる所以を明らかにしてゐる。更に羅馬時代に續く中世を、西羅馬の滅亡よりダンテの神曲の出現まで(四七六—一三二一AD)とし、これを「キリスト教封建制度時代」と命名し、凡て此の時代の文化の内容は、キリスト教及び封建制度といふ二つの主潮の中に育成せられしことを詳細に論じてゐる。最後に中世の極端を脱した「ルネサンス時代」に筆を進め、此の時代は單に古典文化が再生せられしに止らず、その思想の綜合は、古代思想と中世思想との和に、更に近世的傾向の加へられたるものなりとの立脚點に基き、殊に多くの頁を費してその文化の内容を微細に論究してゐるのである。

以上は本書構成の大要であるが、その記述の大部分は私に取つては新しい知識であつて、只管古い時代に對する興味と憧憬とを以て、その系統ある叙述と、流れるやうな美しい文章とに魅せ

書評

られつゝ卷を了へた。序文に於て著者は頗る謙遜な言葉を以て本書上梓の動機を語られてゐるが、然し本書を一讀したものは何人と雖も、著者が一つ一つの文化内容即ち政治史に經濟史に宗教史に美術史に學問史に研究の淺からぬことを知るであらう。本書の如きは詢に、各方面に研究を積み、完全なる知識を把握し、充分にこれを咀嚼し盡した人に依つて初めて爲し得べき種類のものである。殊に著者が美術史に造詣深く、此の方面に對して極めて深切なる解説を施しながら明徹なる批評を加へられし上に數多き挿入圖版に相當する解説の頁を示されたるが如きは讀者の甚だ便とするところであつて、著者の心根の程も偲ばれてうれしい。只だキリスト教封建時代の哲學として、國家と皇帝とに對し教會と法皇の優越を與へたトマス・アケイナスの教會擁護の哲學が、間もなく *Marsiglio of Padua* & *William of Ockham* に依つて論駁され、ウイクリフやエラズムスや更にルーテルをも導いたことが省略されてゐるのが、會て此の時代の思想の變遷を讀んだ記憶から何となく物足りなく思はれた。勿論大きくルネサンス時代の特色を把握せんが爲には當然割愛さるべき問題であらうが、著者は既にダンテに於て一部分にルネサンスの特色を認めて中世から近世への變遷を論じた。してみれば教會擁護のトマスの哲學が崩壊して行く過程を辿るのも、ルネサンスをより明らかならしめる點に於て必ずしも無益のことではないであらう。(有賀春雄)

上代譯制の研究 (坂本太郎著) (亞文堂發行)

交通の研究の一般文化史及び政治史の研究に必要なことは勿論其他あらゆる部門の歴史の理解に必要なことは言ふまでもない。然るに從來我が國史界に於ては交通問題の史的研究所は殆ど顧られなかつた様である。最近に至つて驛遞史稿が再版され、又日本旅行史の出版さるゝに至つた事は、從來閑却されてゐたこの方面の研究の勃興を示すものであつて、一般國史學研究者にとつて最も幸とする所である。而して更に又此處に吾人は坂本氏の著書に接し得るに至つたのである。

本書の内容は、律令に定められたる驛遞制度の研究である。先づに最初に驛制の意義と起源とを論じ、我國に於けるその創設に就ては驛制の公布は大化に初まるが、その實はすでに欽明朝にありと斷じてゐる。而してこの驛制にも又上代一般の制度に通ずる流轉の勢は認めらるゝものであつて、大化より大寶に至る間は驛制の幼年期であり、大寶令の制定より延喜式の制定までは壯年期であり、延喜式より上代の末に至るまでが、その衰老期である。

驛の制度はこれを大別して驛の設備に關する制度と、運用に關する制度となし得る。設備に關する制度の研究は驛家の組織の研究であり、運用に關する制度の研究は主として官吏の研究である。

著者は驛家の組織の研究に於て、驛戸の苦痛と疲弊とを述べ、驛長の職掌を説き、更に驛田、驛舎、驛家の管轄、驛との位置、水驛等を論じてゐる。特に水驛の性質を河水を上下する船の繼場となすは注意すべきであらう。次に驛の運用の研究に於ては、行幸行啓の交通設備に及ぼした影響等を述べ、驛使、傳使、給食馬使、運脚、役歴及軍旅、私人の旅行等について研究してゐる。最後に

上代末期に於て驛制が崩潰する経路を觀察し、國家經營の交通設備が消滅し、私人經營の宿の發生するに至る道程を記してゐる。我が上代史及び上代文化の研究に關しても交通上の研究が極めて重大であり、且つ必要な基礎を與ふべきは言を俟たないが、此方面の研究も又從來誠にすくなかつた我が國史界に以上の如き坂本氏の心血を凝がれたる著書の出でたることは喜に堪へない次第である。(今宮新)

滋賀縣史(滋賀縣内務部編纂)

滋賀縣の中央に、秀麗なる琵琶湖が、其の滿々たる水を湛へ、比良比叡の名山が、夫々其の秀容を湖面に投影する明媚なる風光は、長へに雅俗に深き感銘を與ふに足る。近江は國史上重要な地位を占め、其の幾多の史蹟は、史學の徒をして恣に其の稽古の情を偲ばしむに足る。又此の國より輩出せし鴻儒、中江藤樹、淺見綱齋をはじめ、傳教大師、織田信長、井伊直弼等の教化、活躍の行績は、此の國の誇りとするに足る。海外に雄飛したる近江商人も夙に名がある。此の國は又交通上重要な地位を占めてゐる。斯く種々なる方面に、重要な地位を占むる近江の國の縣史が今や縣の内務部より刊行さるるに至つたことは、寔に欣快措く能はざる所である。

該縣史は「文化發展の大勢を叙述し、郷土觀念の明確を期せしむる」目的の下に、三浦周行博士は之が顧問に、兼に福井縣史を編纂されたる牧野信之助氏は之が主任となり、大正九年四月より